

事業の概要について(募集要領)

対象となる施設

京都府が管理する道路や河川、建物等を対象とします。国や市町村等が管理する施設及び民間施設はこの事業の対象外です。

主な対象施設

- 道路:京都府が管理する国道及び府道
※国等が管理する高速道路、国道1号、9号、24号、27号、163号の一部、171号、478号及び京都市内の道路、市町村道は対象外
- 河川:京都府が管理する一級河川及び二級河川
※国が管理する一級河川の区間(淀川、桂川の一部、木津川、宇治川、由良川の一部等)、市町村が管理する河川や水路は対象外
- その他:府立の建物、全府域の信号機等の交通安全施設等

対象となる工事

本事業で対象とする工事は、府民のみなさんの身近な安心・安全につながる小規模な改修工事や修繕工事です。

具体例

- 道路の段差解消、舗装の補修、ガードレールや転落防止柵設置、信号機の設置、落石防止対策など
- 河川護岸・堤防の修繕など
- 建物の段差解消などのバリアフリー化
- その他治山施設などの修繕等の府が実施する工事

次のような工事は対象となりません

- 国や市町村が管理する施設に関する工事
- 建物の新築・改築工事、道路バイパス工事や河川整備工事など複数年の事業期間を要する大規模な工事
- 特定の個人や団体等に限られる工事
- 申請時点で既に着手している工事又は実施中の工事
- 他の事業の計画区間等に含まれている工事

提案方法

提案書に提案内容をご記入いただき、ホームページ(提案フォーム)または来庁、郵送、FAXのいずれかの方法でご提出ください。(詳しくはトップページへ)

提案書の提出先

- 京都市内:京都府庁内「府民総合案内・相談センター」、京都土木事務所、各警察署
- 他市町村:各広域振興局総務室、各地域総務室、各土木事務所、各警察署

提案いただいた工事の実施まで

1 提案内容の確認

要望箇所について現地調査や工法検討、工事費の試算などを行います。

2 工事実施採否の審査

各地域ごとに設置された「府民公募型公共事業審査委員会」において、審査ガイドラインに基づき工事の審査を行います。

審査委員会は各地域において随時開催されます。

3 審査結果の公表

審査委員会の開催の都度、以下のとおり結果を公表します。ただし、信号機等の交通安全施設については、公安委員会での決定後となります。

- 府内全域:京都府ホームページに掲載、京都府庁内「府民総合案内相談センター」で閲覧
- 京都市内:京都府庁内「府民総合案内相談センター」、京都土木事務所、各警察署で閲覧
- 他市町村:各総合庁舎の「総合案内・相談コーナー」、各土木事務所、各警察署で閲覧

メニュー

- [府民公募型安心・安全整備事業](#)
- [事業の概要](#)

提案関連リンク

- [募集要領\(PDFファイル,403KB\)](#)
- [提案書のダウンロード\(ワード版\)\(44KB\)](#)
- [提案書のダウンロード\(PDF版\)\(88KB\)](#)

- [提案フォーム\(電子提案用\)](#)
- [提案書の記入要領](#)

受付窓口連絡先

提案に関するお問い合わせはこちらへお願いいたします。

- [受付窓口連絡先\(PDFファイル,67KB\)](#)

おことわり

※このページの内容は、平成21年4月時点のものであり、都合により変更する場合があります。

京都府総務部財政課
TEL:075-414-4415
FAX:075-441-7308

京都府建設交通部監理課
TEL:075-414-5184
FAX:075-414-5183

〒602-8570
京都市上京区下立売通新町西入
